

藤井寺市避難行動要支援者支援制度 登録のご案内



「避難行動要支援者支援制度」とは・・・

市では、これまで「災害時要援護者安否確認等支援制度」により、自力での避難が難しい方などの災害時支援対策を進めてきましたが、東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正されたことを受け、この制度をさらに発展させた「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」を運用しています。

大規模な災害が発生したときに、避難支援等をより円滑に受けられる仕組みを作るため、地域における支援などを希望される方の本制度への登録を行っています。

◆登録の対象者は？

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種に該当する方
- ③療育手帳Aに該当する方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

※なお、上記①～④に該当しない方で、災害時の避難行動に不安がある方は、手続きにより本制度への登録が可能です。

本制度は、**在宅の市民を対象**としています。長期入院中の方、老人ホームやグループホーム等の施設へ入所されている方は、原則として本制度の対象外となります。

ただし、**施設へ入所されている方で住民票の住所を自宅に置いており、定期的に一時帰宅している場合は本制度の対象**とします。この場合には申請書の備考欄に施設入所中であることと帰宅している曜日などを必ず記入してください。

◆登録された情報はどこに提供されるの？

地区自治会、大阪南消防組合、大阪府警察羽曳野警察署に提供します。

◆提供された情報は何に使われるの？

- 災害時の安否確認や避難支援
- 防災訓練や災害時に備えた活動
- 大阪南消防組合の救急活動 などに利用します。

◆登録手続きの方法

「避難行動要支援者支援制度」への登録には、支援を希望される方の申請が必要です。申請書兼同意書に必要事項を記入の上、下記窓口まで。
(申請書兼同意書は、市のホームページからもダウンロードできます。)

注意事項

避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者による任意の協力であり、本制度への登録によって**災害時等の支援を保証するものではありません**。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

既に登録されている方で、電話番号などの登録した情報が変わった方は、新しい情報を下記窓口まで届け出てください。

お問い合わせ

◆危機管理室	企画担当	☎ 939・1190	Fax 955・6607
◆協働人權課	広聴・協働担当	☎ 939・1331	Fax 952・8981
◆福祉総務課	障害者福祉担当	☎ 939・1106	Fax 939・0399
◆高齢介護課	高齢者福祉支援担当	☎ 939・1169	Fax 939・0399

藤井寺市